

◆令和8年度滋賀県立リハビリテーションセンター取組方針

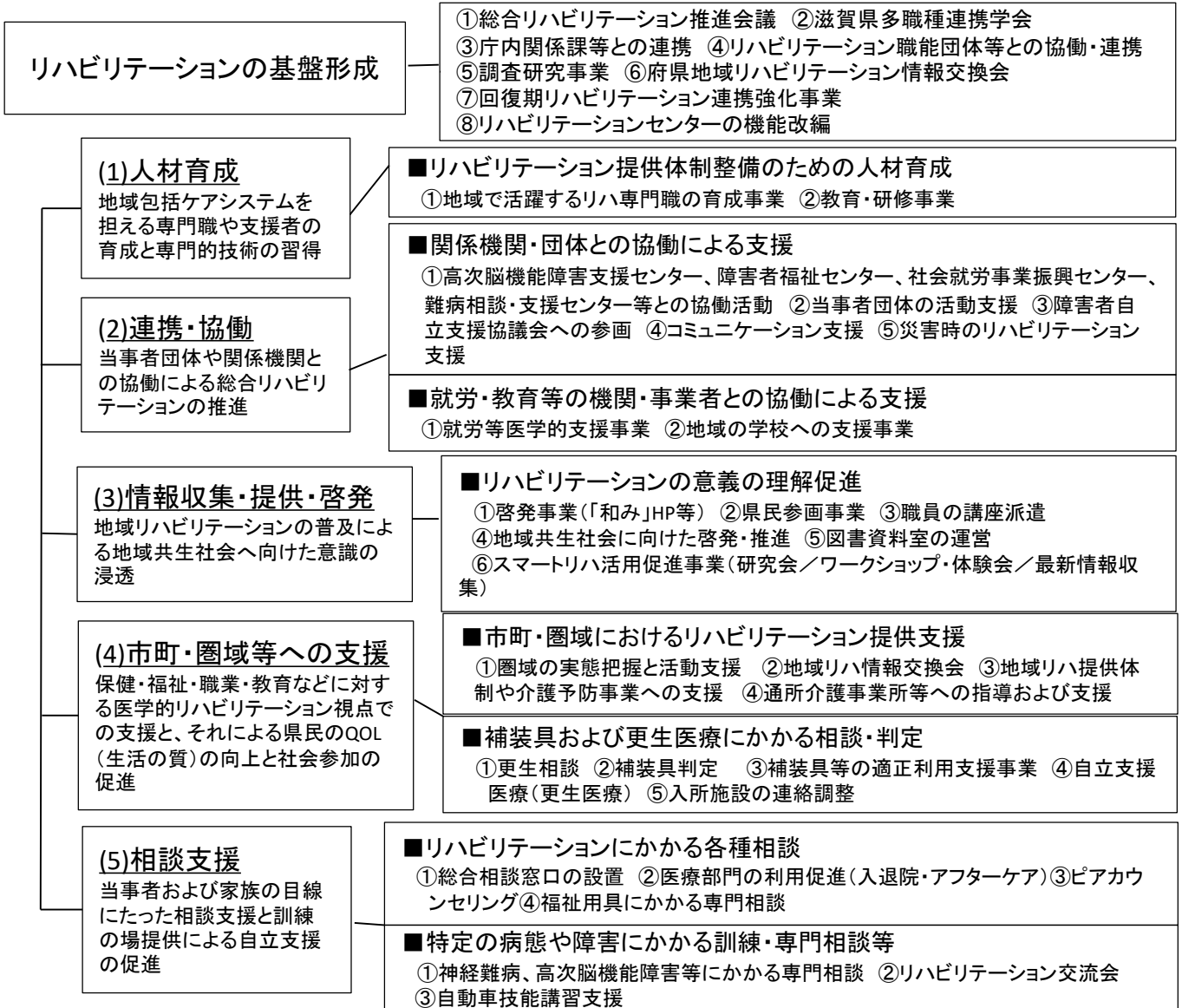
I 滋賀県立リハビリテーションセンター 基本理念

リハビリテーションとは、「人々と自分らしく健やかに暮らす道づくり」である。すなわち、人々の健康状態は環境との相互影響にあるなかで、心身の機能を最適化し障害を減弱させるようにかかわることである。リハビリテーションセンターは子どもから高齢者まですべての人が、どのような心身の状態であっても、家庭や住み慣れた地域社会で、相互に認め合い、支えあいながら、安心して社会に参加し、望む生活を送ることができる地域共生社会の実現を最終目標とする。

II 令和8年度取組方針

- ①リハビリテーションの基盤形成
- ②県民の健康増進、社会参画、介護予防につながるリハビリテーションの体制づくり
- ③県民から求められる専門的リハビリテーション医療の提供
- ④地域リハビリテーションの旗振り役となれるリハビリテーション専門職への貢献・育成
- ⑤医療と介護、福祉、教育、就労部門等との連携を推進するハブ機能の発揮
- ⑥県民や支援者等へのリハビリテーションの理解促進

III 支援部門における事業の体系



地域におけるリハビリテーション提供体制の構築

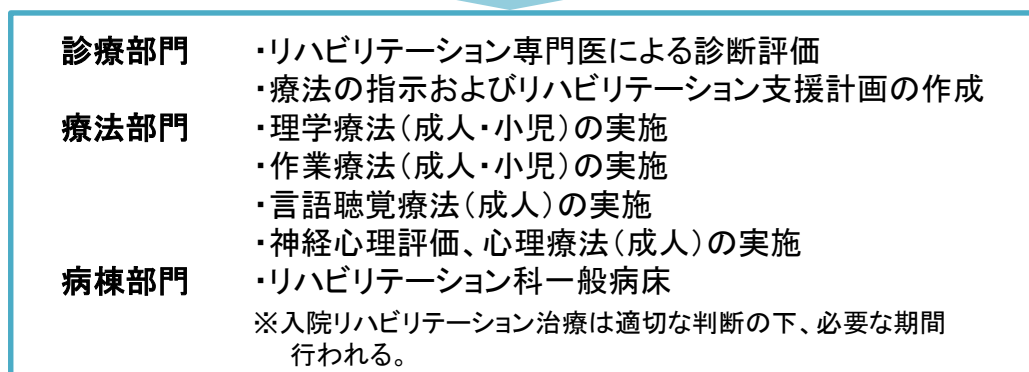
IV 医療部門における主な活動と臨床の体制

主な活動

- ① ライフステージに応じた生活や社会参加を視野に入れた急性期からの専門的なリハビリテーション医療の提供
- ② 脊髄損傷、高次脳機能障害、神経難病等の特定疾患や脳性麻痺などによる障害にかかる専門的なリハビリテーション医療の提供および開発
- ③ 摂食嚥下、がん、心疾患、予防等の多様なリハビリテーション医療の提供および開発
- ④ 就労や就学などに向けた臨床活動および地域支援機関や教育機関との活動
- ⑤ リハビリテーション医療における専門的な人材の確保と育成
- ⑥ 県におけるリハビリテーション医療モデルの構築

臨床の体制

リハビリテーションセンター医療部 (滋賀県立総合病院リハビリテーション科)



※ 小児に係る言語聴覚療法については、小児耳鼻いんこう科にて対応。

※ 小児に係る心理療法については、小児科にて対応。

V 専門チーム等の活動

支援部門および医療部門のスタッフを中心に、必要により関係機関のスタッフの参加を得て、専門チーム等を構成し、調査・研究、学習会の開催、研修の実施、関係機関等への技術支援等の活動を行う。

< リハビリテーションセンターの組織構成 >

